

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 局長（職務の級が9級の者に限る。） 1万2,000円</p> <p>(2) 局長（前号に掲げる者を除く。）及び次長 1万円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td>副主幹の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>8級</td><td>局長又は本局の次長の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>イ 略</p> <p>別表第2（第14条、第14条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>組織</th><th>職</th><th>職務の級</th><th>管理職手当月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>本局</td><td>局長</td><td>9級</td><td>122,000円</td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	略		3級	副主幹の職務	略		8級	局長又は本局の次長の職務	略		組織	職	職務の級	管理職手当月額	本局	局長	9級	122,000円	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 条例第12条の2の企業管理規程で定める職員は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この項において同じ。）を占める職員とし、これらの職員に対する管理職員特別勤務手当の額は、同欄に掲げる職に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 局長 1万2,000円</p> <p>(2) 次長 1万円</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表</p> <p>ア 一般職員</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3級</td><td>係長又は副主幹の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>8級</td><td>本局の次長の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>イ 略</p> <p>別表第2（第14条、第14条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>組織</th><th>職</th><th>職務の級</th><th>管理職手当月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>本局</td><td>局長</td><td>9級</td><td>122,000円</td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	略		3級	係長又は副主幹の職務	略		8級	本局の次長の職務	略		組織	職	職務の級	管理職手当月額	本局	局長	9級	122,000円
職務の級	職務																																								
略																																									
3級	副主幹の職務																																								
略																																									
8級	局長又は本局の次長の職務																																								
略																																									
組織	職	職務の級	管理職手当月額																																						
本局	局長	9級	122,000円																																						
職務の級	職務																																								
略																																									
3級	係長又は副主幹の職務																																								
略																																									
8級	本局の次長の職務																																								
略																																									
組織	職	職務の級	管理職手当月額																																						
本局	局長	9級	122,000円																																						

	8級	88,000円			
	略			略	
略			略		

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「係長又は」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。